

環廃対発第 1508271 号
平成 27 年 8 月 27 日

宮城県加美町長 猪股 洋文 殿

環境副大臣 小里 泰弘

「宮城県放射性指定廃棄物最終処分場に関する要請書」について（回答）

平成 27 年 8 月 24 日付けで提出のありました要請書について、別紙のとおり回答いたします。

環境省としましては、詳細調査に対する御理解が得られるよう、地元の方々がお持ちの疑問・懸念に対して、丁寧に説明を行うこととしております。貴町にて住民説明会を行うことについて、御検討いただきますよう、改めてお願いいたします。

別紙 「宮城県放射性指定廃棄物最終処分場に関する要請書」に対する回答

(別紙)

「宮城県放射性指定廃棄物最終処分場に
関する要請書」に対する回答

平成27年8月

環 境 省

(1) 平成27年6月17日付で本町が提出した質問書に対する環境省からの回答(平成27年7月17日付け環廃対発第1507171号)は、国にとって不都合と思えるデータや科学的根拠が示されておらず、無回答やつじつま合わせに終始しており、到底受け入れられるものではありません。強く抗議すると共に、次の2項目について再度回答を求めます

①国や県が保管している放射性指定廃棄物(未指定も含む)の放射能濃度に係る定期的な測定データを提出願います。

(回答)

環境省が把握している指定廃棄物の一時保管場所ごとの保管量、放射能濃度等は添付資料のとおりです。これらの指定廃棄物の放射能濃度は、放射性物質汚染対処特措法に基づく報告又は申請時のものです。また、環境省においては、指定廃棄物として指定されていない8,000Bq/kgを超えるものの放射能濃度については、把握しておりません。

指定廃棄物の放射能濃度については、環境省において指定廃棄物として指定する際に把握しており、全体的な濃度の減衰の傾向についても計算上把握が可能です。

一方、宮城県内で一時保管されている指定廃棄物については、個々の一時保管場所において、指定廃棄物がどのような状況になっているか把握することは重要と考えております。

このことを踏まえ、宮城県の指定廃棄物の放射能濃度の現状を適切に把握するため、現在、一時保管者に協力を要請しつつ、再測定に関する作業を実施しているところです。

なお、仮に放射能濃度が8,000Bq/kgを下回っていたとしても、直ちに指定廃棄物の指定が解除されるものではなく、引き続き国が責任を持って処理する必要があります。

宮城県内の指定廃棄物一時保管場所の状況

添付資料

保管場所		廃棄物の種類	数量 (t)	放射能濃度 (Bq/kg)	分析結果取得日	空間線量率(μ Sv/hr)					
名称	所在 市町村名					バックグラウンド	敷地境界	囲い境界	表面	測定日	
1	岩沼市水道事業所 玉崎浄水場	岩沼市	浄水発生土	458	8,225~ 27,192	2011/8/9~ 2012/6/5	0.03	0.03	0.05	0.7 (衝立越し)	2015/7/14
2	宮城県仙南・仙塩広域 水道事務所 南部山浄水場	白石市	浄水発生土	553	8,870~ 31,976	2011/6/2~ 2014/11/25	0.10	0.10	0.10	1.60~1.80	2015/1/15
3	名取市水道事業所 高館浄水場	名取市	浄水発生土	3.2	11,646	2012/7/12	0.03	0.04	0.10~0.20	1.10~1.70	2015/1/15
4		蔵王町	その他	0.12	17,200~ 97,700	2012/3/6~ 2012/3/26	0.10	0.10	0.10	0.90 (10cm地点)	2013/6/4
5		柴田町	その他	1.79	36,700~ 560,000	2012/6/1~ 2014/7/24	0.08	0.10~0.14	0.12	0.39~6.0	2015/4/13
6		山元町	農林業系副産物	2.4	40,825	2012/6/27	0.12	0.12	0.43	2.26~4.24	2015/4/13
7		山元町	農林業系副産物	0.8	79,171	2012/6/27	0.09	0.09	0.35	4.36	2015/4/13
8		登米市	農林業系副産物	2,235 ※1	9,403~ 35,526	2011/8/18~ 2011/8/19	0.05~0.06	0.05~0.06	0.05~0.06	1.67~1.98	2013/8/20
9		登米市	農林業系副産物				0.05~0.06	0.05~0.06	0.05~0.06	1.67~1.98	2013/8/20
10		登米市	農林業系副産物				0.05	0.05~0.08	0.05~0.08	0.06~1.70	2013/8/22
11		登米市	農林業系副産物				0.05	0.05~0.08	0.05~0.08	0.06~1.70	2013/8/22
12		登米市	農林業系副産物				0.05	0.05~0.08	0.05~0.08	0.06~1.70	2013/8/22
13		登米市	農林業系副産物				0.09	0.07	0.07	-	2014/12/17
14		登米市	農林業系副産物				0.07	0.19	0.96	2.58	2014/12/17
15		登米市	農林業系副産物				0.19	0.19	0.17	3.28	2014/12/17
16		登米市	農林業系副産物				0.05~0.06	0.05~0.06	0.40~0.50	0.76	2014/6/2
17		登米市	農林業系副産物				0.06	0.06	-	1.20	2014/12/18
18		登米市	農林業系副産物				0.08	0.1	0.16	0.17	2014/12/17
19		登米市	農林業系副産物				0.06	0.08	0.18	2.70	2014/12/17
20		登米市	農林業系副産物				0.05	0.06	0.07	2.20	2014/12/17
21		登米市	農林業系副産物				0.06	0.08	0.07	2.40	2014/12/17
22		登米市	農林業系副産物				0.06	0.05	0.05	0.32	2014/12/17
23		登米市	農林業系副産物				0.12	0.22	-	2.70	2014/12/17
24		登米市	農林業系副産物				0.05	0.06	0.16	1.85	2014/12/17
25		登米市	農林業系副産物				0.05	0.07	0.46	0.71	2014/12/17
26		登米市	農林業系副産物				0.06	0.06	0.08	1.20	2014/12/18
27		登米市	農林業系副産物				0.05	0.07	0.46	0.71	2014/12/18
28		登米市	農林業系副産物				0.07	0.07	0.09	2.00	2014/12/18
29		登米市	農林業系副産物				0.12	0.12	0.12	0.43	2014/12/18
30		登米市	農林業系副産物				0.03	0.03	0.04	0.04	2014/12/18
31		登米市	農林業系副産物				0.06	0.14	0.14	0.89	2014/12/18
32		仙台市	その他	0.2	12,140	2012/11/2	0.03	0.03	0.07	0.83~1.30	2014/12/8
33		名取市	その他	2.4	15,700	2012/11/13	0.025~0.03	0.03	0.10	0.20~0.82	2015/4/13
34	旧西分校	白石市	その他	43.52	13,833~ 20,619	2012/12/4~ 2015/3/28	0.10	0.10	0.10	0.20 (コンクリート表面)	2013/8/8
35	斎川地区 クリーンセンター	白石市	その他	17	10,720~ 18,388	2013/7/11~ 2015/3/12	0.06~0.07	0.15~0.17	0.17	0.12 (コンクリート表面)	2015/7/15
36	越河地区 クリーンセンター	白石市	その他	24.18	16,900~ 22,504	2014/1/16~ 2015/3/12	0.11~0.15	0.20~0.22	0.20~0.22	0.18~0.21 (コンクリート表面)	2014/1/28
37	大鷹沢地区 焼却灰仮置場	白石市	その他	19.63	10,223~ 18,942	2013/9/9~ 2015/3/18	0.03~0.04	0.03~0.04	0.04	0.06~0.13 (コンクリート表面)	2015/1/23
38		東松島市	農林業系副産物	33.3	10,465	2014/10/7	0.06	0.06	0.15~0.56	0.13~0.20	2014/11/25
39		白石市	その他	9.58	13,907	2011/3/28~ 2014/5/14	0.05~0.06	0.12~0.17	0.06	0.12 (コンクリート表面)	2015/7/15

※1 複数の一時保管場所にかかる廃棄物について、一括して申請されたもの。

※ 「保管場所」、「廃棄物の種類」、「数量」、「放射能濃度」、「分析結果取得日」については、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定申請等の情報を基に作成(平成27年6月30日時点)。

※ 空間線量率については、環境省職員が現地確認を行う際に測定したもの。公衆の立ち入りがある箇所は、主に囲い境界で、立ち入りがない箇所は、主に敷地境界で測定。

※ 一時保管されている所在地毎に記載(計39箇所)。

※ 公にすることにより、当該者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、一部黒塗りとしている箇所がある。

② 30度以上の急傾斜地に該当している田代岳候補地が、採石後平場になったことにより、斜面崩壊の危険性が低減したとする科学的根拠を提示願います。

(回答)

田代岳における詳細調査候補地は、必要な面積（約 2.5 ヘクタール）を確保できるなだらかな地形（平均的な傾斜が 15%以下）であることが確認されております。

また、環境省から、「採石後平場になったことにより斜面崩壊の危険性が低減した」と述べたことはなく、詳細調査候補地内の法面について、一部法面の保護工が経年劣化のために剥がれ落ちたと考えられる部分がありますが、これらについては、現地調査を行う中で、その状況や対策について確認する必要があると考えております。

これらの詳細調査で得られる追加的な情報により、改めて有識者会議において安全性等について評価いただきたいと思いますと考えております。

(2) 望月大臣は、平成26年11月6日の参議院環境委員会で櫻井充議員の質問に対し、「基本的には市町村の意向を確認しないで国が強制的に調査することは考えていない、(中略) 住民の皆さんのご意見を大切にしながらこの事を進めていきたい」と答弁しています。約束を違え、強行に現地調査する行為は許されるものではありません。町の意向を無視し、住民の理解を得ないまま、強行に現地調査をすることのないよう強く申し入れます。

(回答)

現地調査の実施に当たりましては、地元の方々の御理解を得られるよう、その詳細調査候補地の選定経緯や施設の必要性・安全性などについて、丁寧な説明を行う努力が必要と考えております。

こうした努力をせずに詳細調査を行うつもりはなく、地元の方々の御理解を得られるよう、努力してまいります。

(3) 発災より4年5か月以上が経過しており、指定廃棄物の放射能濃度は自然減衰しています。国が直接指定廃棄物（未指定を含む）の濃度等の調査を行い、その結果を踏まえ、新たな被害者を出さない現実的な解決策を講ずるべきです。再度、宮城県内の指定廃棄物等の再調査を求めます。

(回答)

(1) ①でもお答えしたように、指定廃棄物の放射能濃度については、環境省において指定廃棄物として指定する際に把握しており、全体的な濃度の減衰の傾向についても計算上把握が可能です。

一方、宮城県内で一時保管されている指定廃棄物については、個々の一時保管場所において、指定廃棄物がどのような状況になっているか把握することは重要と考えております。

このことを踏まえ、宮城県の指定廃棄物の放射能濃度の現状を適切に把握するため、現在、一時保管者に協力を要請しつつ、再測定に関する作業を実施しているところです。

なお、指定廃棄物として指定されていない廃棄物について、国が主体的に放射能濃度を把握することは予定しておりません。

(4) 平成26年10月2日、平成27年8月5日の両日、小里副大臣が突如加美町役場を訪れました。突然のことで、町長不在のため、副町長や担当室長が対応いたしました。東北地方環境事務所の職員も度々事前連絡なく役場を訪れており、業務に支障をきたしています。そのため、これまで何度も事前連絡を要請したにもかかわらず、8月21日、突然、小里副大臣から近くに来ているので町長と面談したいとの電話連絡がありました。このような重大な問題について話し合う上で、事前連絡なしに町を訪れるということは、理解できるものではありません。

今後このようなことのないよう、強く要請します。

(回答)

詳細調査の実施に当たり、地元の方々の御理解を得られるよう、その詳細調査候補地の選定経緯や施設の必要性・安全性などについて、丁寧な説明を行う努力が必要と考えています。

このため、環境省としましては、これまで貴町からいただいた御質問に回答するほか、新聞やテレビを通じた広報、また、県民向けのフォーラムを開催するなど、説明を行う努力を重ねてきました。

こうした中、御地元へ直接お伺いして意見交換を行いたいと考え、これまで貴町に対してお願いをしてまいりましたが、その機会を得ることができませんでした。事前に連絡をせずにお伺いする方が、御迷惑をかけずにお会いすることができるかもしれないと考え、お会いできなくても止むを得ないとの前提で、少しでも意思の疎通を図ればとの思いから、平成27年8月21日に、急きょ予定を変更し、貴町を訪問させていただいたものです。

同日、猪股町長にお会いした際に、意見交換はいつでも受けていただけるとお伺いしましたので、今回の御要請も踏まえ、今後、貴町を訪問する際には、事前に御連絡したいと考えております。

(5) 平成26年12月25日開催の「日本技術士会東北本部セミナー」において、東北地方環境事務所の職員から「加美町からは選考基準に問題があると言われてる」、「難クセをつけられている」、「加美町は駄々をこねている」、「最終的にはお金というツールしかないかもしれない」との発言があったと聞いています。これが事実とするならば、加美町を愚弄する極めて不適切な発言であり、看過できるものではありません。8月21日、小里副大臣に同行した同氏に直接問いただしたところ、謝罪の言葉もなく、逃げるようにして車に乗り込みました。事実をご確認の上、正式な謝罪を強く求めます。

(回答)

御指摘のあった発言について、当該職員に確認したところ、同セミナーにおいては、全般的になるべく参加者に分かりやすい言葉を使って説明したと記憶しているが、その際に用いた口語的な表現が不適切であって、不快感を与えたということであれば、言葉足らずであったことに対して申し訳なく思っている、とのことでした。

環境省としましては、今後とも、適切な表現を用いて丁寧な説明を行い、皆様の御理解を得る努力を続けてまいりたいと考えております。